

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する規則（規則一―四）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号（第2条関係）」、「印」を「印」
「すべて」を「全て」に改め、備考を次のように改める。

備考 この申請書には、職員団体の登録に関する規則第2条第2項及び第3項に定める書類を添付すること。

様式第二号中「様式第2号」を「様式第2号（第2条関係）」に改め、「印」を「印」
「すべて」を「全て」に改める。

様式第三号中「様式第3号」を「様式第3号（第2条関係）」に改め、「印」を「印」
「すべて」を「全て」に改める。

様式第四号中「様式第4号」を「様式第4号（第2条関係）」に改め、「印」を「印」
「したがって組織された」を「基づき組織された」に改め、備考を次のように改める。

備考 徳島県内の公立学校の職員をもつて組織する職員団体（県内の一の地方公共団
体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。）にあつては、本文を次
のように改めるものとする。

本団体は、教育公務員特例法第29条第1項及び第2項の規定に基づき組織さ
れていることを証明します。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号（第3条関係）」に改め、「印」を「印」
「お届けします」を「届け出ます」に、「（備考）」を「備考」に改める。

様式第六号中「様式第6号」を「様式第6号（第4条関係）」に改め、「印」を「印」
「お届けします」を「届け出ます」に改め、備考を次のように改める。

備考 この届書には、職員団体の登録に関する規則第2条第2項第3号に定める書類
を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員団体の登録に関する規則の様式に相当する改正前の職員団体の登録に関
する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる
ものとする。